

岡山県環境への負荷の低減に関する  
条例施行規則の一部改正について  
(諮問)

岡 山 県



## 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部改正について

### 1 趣旨

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成 13 年岡山県条例第 76 号。以下「条例」という。）では、有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所（以下「有害物質取扱事業所」という。）を設置している者は、その敷地内において、基準を超える土壌又は地下水の汚染を発見したときは、速やかにその旨及び応急措置の内容を知事に届け出なければならないとされている。

条例における土壌汚染に係る基準については、土壌汚染対策法（以下「法」という。）に定める基準と同一の基準としているが、このたび国が法の基準等を改正したことから、これに合わせて条例の基準等を改正するものである。

### 2 規則改正の内容

#### (1) 有害物質の名称の変更

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第34条第27号及び規則別表第 9（地下水汚染に係る浄化基準等）の28の項を次のとおり改正する。

「塩化ビニルモノマー」の名称を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に改める。

#### (2) 土壌汚染に係る溶出量基準の追加

規則別表第 7（土壌汚染に係る溶出量基準。以下「条例土壌基準」という。）を次のとおり改正する。

新たに 1 項目（27 の項）を追加し、有害物質の種類を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」とし、基準値を「0.002mg/L」に設定する。

### 参考 1（法の基準（土壌汚染対策法施行規則）の一部改正の概要）

(1) 改正日 平成 28 年 3 月 29 日（施行日：平成 29 年 4 月 1 日）

(2) 改正の内容

法に規定する土壌溶出量基準（以下「法土壌基準」という。）に、新たにクロロエチレン（基準値 0.002mg/L）が追加された。

(3) 改正の経緯

公共用水域及び地下水における検出状況等の新たな知見に基づき、人の健康を保護する上で望ましい基準として、平成 21 年 11 月に塩化ビニルモノマーの地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）が設定された。

これを受け、次のとおり土壌汚染対策法施行規則の一部改正が行われた。

(ア) 法に規定する特定有害物質にクロロエチレンが追加された。

(イ) クロロエチレンに係る法土壌基準が設定された。（条例土壌基準は物質・基準値とも法土壌基準と同一のものとするこことしている。）

(ウ) 地下水環境基準の名称が「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に改められた。

### 参考 2（条例の基準等の説明）

(1) 有害物質

カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質（28 物質）

(2) 土壌汚染に係る溶出量基準

条例第 65 条では、「有害物質取扱事業所を設置している者は、その敷地内において基準を超える土壌又は地下水の汚染を発見したときは、速やかにその旨及び応急措置の内容を知事に届け出なければならない。」とされているが、当該基準のうち、土壌中の有害物質が溶出した地下水等を飲用することにより、有害物質が体内に摂取されることを防止するために設定されたものである。

(3) 地下水汚染に係る浄化基準

条例第 69 条では、「有害物質取扱事業所において、有害物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、人への健康被害が生じることを防止するために、知事が事業者に対し、必要な限度において地下水の浄化を命ずることができる。」とされているが、その際の浄化の基準である。

**規則別表第7** (第41条関係)

土壤汚染に係る溶出量基準

有害物質の種類		基準値
1	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム
2	シアン化合物	検液中に検出されないこと。
3	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検液中に検出されないこと。
4	鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム
5	六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム
6	ひ素及びその化合物	検液1リットルにつきひ素0.01ミリグラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム
8	アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	検液中に検出されないこと。
10	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム
11	テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム
12	ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム
13	四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム
14	1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム
15	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	検液1リットルにつき0.1ミリグラム
16	シス1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム
19	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム
20	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	検液1リットルにつき0.006ミリグラム
21	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	検液1リットルにつき0.003ミリグラム
22	N・N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	検液1リットルにつき0.02ミリグラム
23	ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム
24	セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム
25	ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム
26	ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム

備考 この表に掲げる基準値は、平成15年環境庁告示第18号(土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件)に定める方法により測定を行った場合における測定結果によるものとする。この場合において、「検出されないこと。」とは、同告示に定める方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

**規則別表第9** (第41条、第44条関係)

地下水汚染に係る基準及び浄化基準

有害物質の種類		基準値
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム
2	シアン化合物	検出されないこと。
3	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと。
4	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.01ミリグラム
5	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム
6	ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素0.01ミリグラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	検出されないこと。
10	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム
11	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム
12	ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム
13	四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム
14	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム
15	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	1リットルにつき0.1ミリグラム
16	1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム
17	1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム
18	1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム
19	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	1リットルにつき0.002ミリグラム
20	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	1リットルにつき0.006ミリグラム
21	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	1リットルにつき0.003ミリグラム
22	N・N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	1リットルにつき0.02ミリグラム
23	ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム
24	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01ミリグラム
25	ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素1ミリグラム
26	ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム
28	塩化ビニルモノマー	1リットルにつき0.002ミリグラム
29	1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム

備考 この表に掲げる基準値は、平成8年環境庁告示第55号(水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法)に定める方法により測定を行った場合における測定結果によるものとする。この場合において、「検出されないこと。」とは、同告示に定める方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則新旧対照表

新		旧	
<p>(有害物質)</p> <p>第三十四条 条例第五十三条第一項第一号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一〇二六略</p> <p>二〇七 クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</p> <p>二〇八 略</p> <p>別表第七(第四十一条関係)</p> <p>土壌汚染に係る溶出量基準</p>		<p>(有害物質)</p> <p>第三十四条 条例第五十三条第一項第一号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一〇二六略</p> <p>二〇七 塩化ビニルモノマー</p> <p>二〇八 略</p> <p>別表第七(第四十一条関係)</p> <p>土壌汚染に係る溶出量基準</p>	
有害物質の種類	基準値	有害物質の種類	基準値
一〇二六略		一〇二六略	
二〇七 クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液一リットルにつき〇・〇〇二〇二ミリグラム	二〇七 塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二〇二ミリグラム
備考 略		備考 略	
別表第九(第四十一条、第四十四条関係)		別表第九(第四十一条、第四十四条関係)	
地下水汚染に係る基準及び浄化基準		地下水汚染に係る基準及び浄化基準	
有害物質の種類	基準値	有害物質の種類	基準値
一〇二七略		一〇二七略	
二〇八 クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	一リットルにつき〇・〇〇二〇二ミリグラム	二〇八 塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二〇二ミリグラム
備考 略		備考 略	
別表第九(第四十一条、第四十四条関係)		別表第九(第四十一条、第四十四条関係)	
地下水汚染に係る基準及び浄化基準		地下水汚染に係る基準及び浄化基準	
有害物質の種類	基準値	有害物質の種類	基準値
一〇二九略		一〇二九略	